昭和拾年

（月報番號第一九四號）

No. 163

小作爭議調査表

（昭和十年十月分）

項目	内容
場所	企救郡企救町大字志井
關係人員	地主 木村徳右エ門 小作人 竹川悦次郎
地主關係團体	北九州不動産管理株式会社
原因	地主は口約を以て小作人に耕作せしめ居りたるも小作人は全農に加盟し多額の小作料減額を要求するに至りたるを以て前記会社に依頼し小作調停を申請したるに因る
要求事項	小作調停條項締結要求
發生	昭和十年九月廿五日
終熄	昭和〃年十月廿五日
關係地種類面積	田 九畝十三歩
小作人關係團体	全農縣聯企救第二支部
經過	前表月報第一九三号の通りに付省畧す

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
調停條項 一、地主は小作人に対し別紙目録表示の土地を同目録記載の小作料にて引続き小作せしむること（別紙目録省畧） 二、昭和十年度以降小作人より申立人に支払ふべき小作料は毎年十二月三十日迄に地主住所にて支払ふこと、但し止むを得ざる事由に依り納入期日迄に納入すること能はざるときは遅滞なく其の旨地主に通告し遅くとも翌年一月二十日迄に納入すること、但し小作料金納の場合は右納期日に於ける十全市精米同業組合の売買価格により換算すること 三、天災其他不可抗力により作物に減少をきたし小作人に於て減額の要求をなさんとするときは少くとも刈取十日前の適当なる時期に其の旨地主に通告し双方立会検見の上適当なる小作料を協定すること、但し右協定不調の時は小作主任官に上申し同主任官の指定したる者三名地主、小作人より互選したる各三名を以て協定委員会を組織し該委員会に於て適当なる小作料を裁定す而して此の裁定は双方異議なく従ふこと、小作人に於て正当の事由なく本條手續を経ずして稲を刈取りたる時は減額要求権を抛棄したるものと看做し又地主に於て正当事由なく小作人よりの右検見の要求に應ぜざる時は減額要求を認容したるものと看做し相互に異存を述べざること 但し埼ち五株を限り畦畔をなすは此の限りに非ず 四、小作人は相續又は同居家族の分家の場合を除く外地主の承諾なくして本件土地を第三者に転貸せざること 五、小作人は地主の承諾なくして本件耕地内に溜池等の工作をなさざること 六、小作人に於て正当の事由なくして納期日迄に小作料の支払をなさざる時は納期日後一ヶ月の猶予期間を置き小作人に対し納入方を催告し其の後十日を経過するも尚且納入なきときは小作料に付直ちに差押執行をなすことを得	